

保護者の皆様

塩竈市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関係した臨時休業および  
児童生徒のお休みの取扱いについて（お知らせ）

保護者の皆様には、日頃より本市教育行政全般に、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染者については、全国的に未だ高い水準にあり、宮城県においても同様の状況にあります。こうした状況を踏まえまして、学校の臨時休業および当該感染症に係るお子様のお休み（出席停止として、欠席とはならない。）の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

保護者の皆様には、引き続き、お子様とご家族の健康管理にご留意いただき、新型コロナウイルス感染症の感染の予防と拡大防止についてご協力ください。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に関係した臨時休業について **裏面**

本市児童生徒に感染が確認された場合等に、該当学校の臨時休業を行っております。この主な流れについては、**裏面**のとおりとなっております。感染の拡大防止のための措置ですのでご理解をお願いします。なお、状況によりこの通りとならない場合がありますのでご了承ください。

2. 新型コロナウイルス感染症に係るお休み（出席停止として、欠席とはならない。）の取扱い

新型コロナウイルス感染症への感染が判明した、又は濃厚接触者と特定された場合以外に、※印の場合も出席停止とし欠席の扱いとはしませんので、学校にご相談ください。

- ・児童生徒等の新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合
- ・児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ※児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られる場合
- ※保護者が不安を感じて登校させない場合
- ※同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合

3. その他

(1) お子さんや同居するご家族に新型コロナウイルス感染症の症状【発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ（呼吸困難）】がある場合は、かかりつけ医に相談し、状況を説明の上指示を受けてください。かかりつけ医がない場合には、宮城県受診・相談センター（TEL 022-211-3883、022-211-2882）にご相談ください。

(2) お子様もしくは同居の家族がPCR検査の対象となった場合、その連絡を受けた時点で、学校に情報提供をお願いいたします。また、(1)の場合も学校に情報提供をお願いします。

塩竈市教育委員会教育総務課保健食育係  
電話 022-355-8461

## 新型コロナウイルス感染症に関係した臨時休業について

## ＜主な流れ＞

## ～児童生徒の PCR 検査から臨時休業～

- 1 感染の疑いがある児童生徒の PCR 検査等の実施（保健所（又は医療機関））
- 2 保健所（又は医療機関）から保護者へ PCR 検査の結果報告
- 3 保護者が学校に結果報告
  - \* 電話等で速やかにお願いします。陰性の場合も報告願います。
- 4 陽性の場合、該当学校は授業を打ち切り、児童生徒を一斉下校
  - \* 家に誰もいないような場合は、学校でお子様を夕方まで待機させることもあります。
- 5 学校が陽性となった児童生徒の行動歴を調査し、保健所へ連絡（約半日程度かかります。）
- 6 保健所の指導・助言に基づいて臨時休業期間（2～3 日程度）を決定し、保護者へ連絡（一斉メール等で）

## ～臨時休業期間中～

- 7 保健所で当該児童生徒・保護者及び学校等の調査を基に濃厚接触者（PCR 検査対象）を特定（1～3 日程度かかります。）
  - \* 濃厚接触者無しの場合、一斉メール等でその旨を連絡します。この場合、当初予定の臨時休業期間後、学校再開となります。
  - \* 臨時休業中に校舎内の消毒を実施
- 8 保健所（又は学校）から濃厚接触者（PCR 検査対象）の児童生徒の保護者に電話連絡（検査日時・場所等の指示）
- 9 濃厚接触者の PCR 検査実施（上記連絡から 1～2 日程度かかります。）
- 10 保健所から保護者へ PCR 検査結果の連絡（通常は検査日翌日）
- 11 保護者が学校に結果報告
- 12 状況によって臨時休業期間の延長もあります。

※状況によりこの通りとならない場合がありますのでご了承願います。